

訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴う提示について

2024 年診療報酬改定により、吉島病院訪問看護ステーションわかばは、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、健康保険法第 3 条第 13 項の規定による電子資格確認（オンライン資格確認）により利用者の診療情報や薬剤情報等を取得・活用して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、より質の高い医療の提供を目指します。

これにより、訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

*DX とは「デジタルトランスフォーメーション」の略称で、デジタル技術によって、ビジネスや社会、生活の形・スタイルを変えることです。

訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円/月

【対象者】

医療保険で訪問看護をご利用されている方が対象です。

【資格情報の提供について】

ご利用者様またはその代理人の同意に基づいて行われます。

- (1) 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成 4 年厚生省令第 5 号）第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
- (2) 健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
- (3) 医療 DX 推進に関する体制を有し、質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を習得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に提示していること。
- (4) 3 の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。

医療 DX を通じた質の高い医療の提供にご理解とご協力をお願いいたします。

2026 年 5 月 27 日

国家公務員共済組合連合会

吉島病院訪問看護ステーションわかば